

平成26年度財政援助団体監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成26年度に実施した財政援助団体監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を平成28年3月23日に受けましたので、次のとおりその概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次
佐渡市監査委員 中川隆一

1 一般社団法人佐渡観光協会 に対する指摘事項

(1) 規約等に不備な点が見られた。規則の整備や財産台帳等の整備は適正に行うことを求める。

(2) 佐渡観光協会運営費の対象経費に芸能披露謝礼やイベント補助も含めているが、補助の目的に合った対象経費に限定し、補助金を請求するよう求める。

(3) 経常経費の全額を佐渡市からの補助金の対象経費としている。定款の趣旨を考慮の上、補助金の対象経費を限定するよう求める。

改善措置等の状況

(1) 監査指摘後、一般社団法人佐渡観光協会会計処理規程に基づく勘定科目区分の整理と備品台帳の整理を速やかに実施した。

(2) 一般社団法人佐渡観光協会補助金交付要綱を見直し、事業経費・運営経費の区分を明確にすると

もに補助対象経費を明確にし、平成27年度から適用している。

(3) 平成26年度に一般社団法人佐渡観光協会補助金交付要綱の全部を改正し、交付基準を明確にし、平成27年度から適用している。

2 観光振興課に対する指摘事項

(1) 佐渡観光協会に対する補助金交付要綱は「補助金の額は、毎年度市長が別に定める」となっており、交付要件、対象経費などの交付基準の記述が曖昧なため、佐渡観光協会のすべての予算が補助対象となっている。

また、補助金の上限や補助率が示されていないため算定根拠が明確でないばかりではなく、多くの事業に対する補助率が100%となっている。補助金交付要綱の見直しを求める。

(2) 佐渡観光協会に対する補助金の額は前述のとおり、毎年度市長が別に定めることとなっているが、

佐渡観光協会運営費補助以外の事業については、市長の決裁を受けていない。これは交付要綱に違反する手続きなので適正な手続きを求める。

(3) 外国人旅行誘致事業について補助対象経費のうち佐渡観光協会が支出すべき1,446千円が平成26年11月まで未精算となっていた。平成25年度事業で予算の繰り越し手続きも行っておらず、年度内に事業が完了していないにもかかわらず補助金を交付している。補助金等交付規則に基づき、補助金の返還措置を講ずるよう求める。

(4) アース・セレブレーション関連イベント事業の請求書の一部に、宛先が佐渡観光協会でないものを支出していた。また、平成25年度事業であるにもかかわらず平成24年度事業分の請求を含めて支出していた。補助金等交付規則に基づき、適切な事後対応を求める。

(5) 佐渡観光協会の補助事業に関し

て、前述のような不適切な事例がいくつか見受けられた。今後は厳正な指導及び検査の実行を求める。

改善措置等の状況

(1) 平成26年度に一般社団法人佐渡観光協会補助金交付要綱の全部を改正し、補助率は4分の3以内として、平成27年度から適用している。

(2) 平成26年度に一般社団法人佐渡観光協会補助金交付要綱の全部を改正し平成27年度から適用している。また、佐渡市事務決裁規程に基づいて適正な手続きを行っている。

(3) 当該事業の顛末を調査し、未精算であった費用に係る補助金について、佐渡市補助金等交付規則第17条の規定に基づき、補助金の額の確定を取消し、同規則第18条の規定に基づき補助金の返還を命じ、併せて同規則第19条の規定(加算金及び延滞金)を適用した返還を